

四日市市燃料電池自動車導入促進補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 5 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 1 7 号

四日市市燃料電池自動車導入促進補助金交付規則の一部を改正する規則

四日市市燃料電池自動車導入促進補助金交付規則（令和 5 年四日市市規則第 6 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（補助対象者） 第 3 条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1）（略） （2）次条に定める F C V <u>において、リース事業者と当該車両について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）にて定める取得財産等の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）以上の賃貸借契約を締結しており、自動車検査証上の使用者となっている個人又は法人</u> 2 （略） （補助対象 F C V） 第 4 条 補助金の交付の対象となる F C V（以下「補助対象 F C V」という。）は、次の各号すべてに該当するものと	（補助対象者） 第 3 条 補助金の交付の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 （1）（略） （2）次条に定める F C V <u>を購入し、自動車検査証上の使用者と当該車両について減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 4 0 年大蔵省令第 1 5 号）にて定める取得財産等の処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）以上の賃貸借契約を締結しているリース事業者</u> 2 （略） （補助対象 F C V） 第 4 条 補助金の交付の対象となる F C V（以下「補助対象 F C V」という。）は、次の各号すべてに該当するものと

する。 (1)から(3)まで (略) <u>(4) 展示車、試乗車その他販売活動の</u> <u>促進の目的で使用される F C V で</u> <u>ないこと。</u>	する。 (1)から(3)まで (略)
--	----------------------------------

第 1 号様式を次のように改める。

四日市市燃料電池自動車導入促進補助金交付申請書兼実績報告書

四日市市長

四日市市燃料電池自動車導入促進補助金交付規則第 6 条第 3 項に基づき、下記のとおり必要書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1. 申請者

申請区分（☐ 個人 ☐ 法人）

フリガナ			
氏名／法人名			
現住所	〒		
電話番号	(固定電話)	(携帯電話)	

※交付申請書提出時の住民票住所又は事業所の住所を記載してください。

2. 申請書類に関する手続き代行者（申請者が手続をする場合には記入不要）

業者名		住 所	
担当者名		電話番号	

※上記の者からの市に対する提出書類の内容等に関する問い合わせについて、市が応じることを同意しますか。

☐ 同意します

3. 申請内容

(1) 自動車登録番号又は車両番号		
(2) 登録年月日／交付年月日		年 月 日
(3) 車名等	車名（メーカー名）	
	型式	
	通称名 グレード	

4. 申請事項に関する誓約

当申請にあたり以下の項目について誓約します。

私は、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」の趣旨に賛同します。	はい ☐
--	-----------------------------

6. 添付書類

添付書類	チェック欄
四日市市が申請者に対して三か月以内に発行した市税の完納証明書	☐
補助対象自動車の自動車検査証の写し及び自動車検査証記録事項の写し	☐
契約書や注文書等の当該車両の購入に係る契約が確認できる書面の写し	☐
当該補助対象自動車の購入費用に係る支払証憑の写し又は全額支払いの手続きが完了していることを証明する書類の写し ※購入の場合は領収書の写し等、ローン・クレジット・保証・割賦等であれば当該支払方法を合意したことが明記されている、申請者が契約者となっている契約書等。	☐
ローン等による購入で、自動車検査証の所有者と使用者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は使用者が契約者となっているローン契約書の写し	☐

○【リース契約に伴う申請の場合は以下の書類もご用意ください】

添付書類	チェック欄
申請者が契約者となっている自動車賃貸借契約書の写し	☐

※その他市長が必要と認める書類

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(環境部環境政策課)